

川崎市立図書館インターネット利用サービスにおける国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市立図書館管理運営要綱（以下「要綱」という。）第8条及び国立国会図書館が提供する図書館等向けデジタル化資料送信サービス（以下「送信サービス」という。）利用条件に基づき、利用者用インターネット端末（以下「端末」という。）において送信サービスを提供するために必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 送信サービスを利用できる者は、川崎市立図書館条例（昭和25年川崎市条例第32号）第9条及び川崎市立図書館条例施行規則（平成2年川崎市教育委員会規則第15号）第8条第1項の規定に基づき、登録を受けたものとする。

(利用の手続)

第3条 送信サービスの利用を希望する者は、インターネット利用サービスの利用申請とは別に図書館長に申し出る。

2 送信サービスへのログイン操作は、職員が行う。

3 送信サービスにより閲覧した情報のプリントアウト操作は、職員が行う。

(プリントアウトできる部数)

第4条 前条第3項に基づき、利用者がプリントアウトできる部数は、プリントアウト1件につき1部までとし、複製を認めない。

(プリントアウトをした資料の取扱い)

第5条 利用者は、プリントアウトをした資料の取扱いにおいて以下

の事項を遵守しなければならない。

(1) 私的利用に限ること。

(2) 第三者への提供、公表又は頒布を行わないこと。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、送信サービスの利用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。